

令和8年度 川口市立高等学校学習者用端末販売事業者選定 実施要領

1 概要

川口市立高等学校において学習活動で使用する学習者用端末機器を保護者負担により購入するにあたり、生徒（保護者）の経済的な負担軽減を図るとともにＩＣＴを活用した学習活動の円滑な実施を実現するため、プロポーザル方式による指定機器販売協定事業者の選定を実施するもの。

2 業務協定の内容

- (1) 学習者用端末の調達に関すること。
- (2) 学習者用端末の販売に関すること。
- (3) 学習者用端末の保証及び運用支援に関すること。
- (4) 販売後の対応やその他各業務に付随する業務に関すること。

3 プロポーザル実施形式 公募型

4 事業者選定スケジュール

項目	日付
募集公告	令和7年10月10日
質問受付期間	令和7年10月10日15時～10月20日12時
質問回答	令和7年10月24日
参加申込書提出期間	令和7年10月20日15時～10月28日15時
参加資格確認通知	令和7年10月30日
企画提案書提出期間	令和7年10月31日10時～11月10日12時
（書類）審査会	令和7年11月12日（予定）
選定結果の通知	令和7年11月下旬（予定）
協定締結	令和7年11月下旬（予定）

5 参加資格

次の要件すべてに該当する者としてします。

- (1) 令和7・8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。
※① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項 各号に掲げる者
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

6 企画提案書等の作成について

- (1) 提案事業者は、①学習者用端末の調達、②学習者用端末の保証及び運用支援、③学習者用端末の販売、④その他各業務に付随する業務に関することについて、提案内容や体制を分かりやすく提示すること。
- (2) 提案する学習者用端末の仕様については、仕様書の内容に合致していることを示すとともに、その根拠となるカタログ等の資料を添付すること。
- (3) 提案する端末保証の内容が仕様書に合致していることを示すとともに、故障時やサポートのフローを示すこと。
- (4) 生徒（保護者）が仕様書に基づき、機器を簡便な方法で購入でき、不明点があればサポートする仕組みを提案すること。
- (5) 過去2年間に、自治体または学校に対してPC端末等（100台以上）の売買又は賃貸借等の契約を締結し、履行した実績があれば、様式第4号により提出してください。
- (6) 提案の実現性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

(1) 参加申込書（様式第1号）

- ア 受付期間 令和7年10月20日15時～10月28日15時
(時間厳守、郵送の場合必着) 期間外の提出は受け付けません。
- イ 提出方法 メール、持参又は郵送
- ウ 提出書類 参加申込書
- エ 提出先 〒333-0844 川口市上青木3-1-40
川口市立高等学校 副校長 秋山好正
akiyama.yoshimasa@kawaguchicity-hs.ed.jp

(2) 提案書

- ア 受付期間 令和7年10月31日10時～11月10日12時
(時間厳守、郵送の場合必着) 期間外の提出は受け付けません。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①提案書(正本1部、副本8部) 任意書式A4サイズで作成すること。
②使用要件確認書(A3サイズ、正本1部、副本8部)
③業務実績(1部・様式第4号)
④見積書(1部・様式第5号)
⑤製品カタログ等資料(1部)
- エ 提出先 〒333-0844 川口市上青木3-1-40
川口市立高等学校 副校長 秋山好正

8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和7年10月30日17時までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知

9 質問回答

- (1) 質問方法 Google フォームによる
- (2) URL <https://forms.gle/R6Ctskx9ewheSL3TA>
- (3) 質問受付期間 令和7年10月10日15時～令和7年10月20日12時
- (4) 質問回答期限 令和7年10月24日17時まで
- (5) 回答方法 本校ホームページに掲載 (<https://kawaguchicity-hs.ed.jp>)



10 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提案書の内容(必要に応じて説明動画の送付も可とする)により行います。
- (2) 審査項目・配点は以下のとおりです。

審査項目	配点
学習者用端末の見積価格に関すること	30
学習者用端末の調達に関すること	15
学習者用端末の保証及び運用支援に関すること	15
学習者用端末の販売に関すること	15
販売後の対応やその他各業務に付随する業務に関すること	15
業務実績に関すること	10
計	100

- (3) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。
ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。
- (5) 選定の結果によっては、いずれの参加者とも協定を実施しないことがあります。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象から除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。
 - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者

11 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、参加した者全者に書面で通知します。また、失格となった場合は別途通知します。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

12 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。

13 協定条件

- (1) 優先交渉権者と、協定内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、協定を締結します。
- (2) 販売業務にあたり、個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

14 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市及び川口市立高等学校に請求することはできません。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、協定相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市及び川口市立高等学校が無償で使用できるものとします。
- (4) 選定後又は協定締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平

性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は協定を解除することがあります。

15 問合せ先

川口市立高等学校 副校長 秋山好正

〒333-0844 川口市上青木3-1-40

TEL 048-483-5917

E-mail akiyama.yoshimasa@kawaguchicity-hs.ed.jp